

令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザル審査要領

令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）におけるプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行います。

- （1）別途定める「令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- （2）募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- （3）募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- （1）実施計画の妥当性 (20点)
- （2）資源の活用計画 (20点)
- （3）技術者・作業者の配置計画及び人材育成 (20点)
- （4）生産性の向上 (20点)
- （5）事業体の財務状況 (10点)
- （6）地域貢献 (10点)

3 審査委員会

- （1）参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。
- （2）事務局は、審査委員会開催の日時、場所、各応募者の説明時間、順番等を速やかに応募者に通知します。

4 審査の方法

- （1）審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- （2）各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- （3）すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- （4）審査の結果、応募件数が1件のみの場合は、評定点数が60点以上であれば、候補者とします。応募件数が2件以上で、最高点の者の評定点数が60点以上の場合であって、同点の場合は、収益見積額（木材販売収入から負担金を差し引いた額）が高価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- （5）応募件数が2件以上の場合であって、次点者の評定点数が60点未満であれば、次点者は該当なしとします。
- （6）審査の結果、最高点の者が60点に満たない場合は、審査委員会で対応を検討します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	評価の基準
実施計画の妥当性	ア. 収益確保の妥当性 イ. 森林保護の巡視計画 ウ. 環境への配慮	20	10 5 5
森林資源の活用計画	ア. 森林資源の利用計画 イ. 実施計画の評価 ウ. 事業費の適正な積算	20	10 5 5
技術者・作業者の 配置計画及び人材育成	ア. 人材育成に対する評価 イ. 事業体・技術者の評価 ウ. 安定的な雇用に対する評価（週休日等） エ. 男性育休推進に対する評価	20	5 5 5 5
生産性の向上	ア. 労働生産性の評価 イ. 路網配置計画の評価	20	10 10
事業体の財務状況	ア. 事業体の財務状況の評価 イ. 本事業に必要な機械設備の状況の評価	10	5 5
地域貢献	ア. 関連企業等との連携 イ. 木材の搬出先	10	5 5